

「ふるさと長岡への応援寄附金」(ふるさと納税) お礼の品提案募集要領

1 目的

ふるさと納税制度を活用し、長岡市の魅力をPRするとともに地元特産品等の販売促進及び地元産業の活性化を図るため、長岡市へのふるさと納税寄附者に対して贈呈するお礼の品の提案の募集を行うものです。

2 応募資格

長岡市とともに、長岡市のPRに積極的にかかわっていただける事業者で、以下のいずれにも該当する者

- (1) 長岡市内に事業所(本店・支店を問わない)がある法人、団体及び個人事業者
- (2) 各種法令を遵守した生産・製造・加工・仕入れ、販売又は役務等の提供を行っていること。
- (3) 市民税等の滞納がないこと。ただし、本市に本社等が所在していない場合は、本社等が所在する市区町村において課された市区町村民税等に滞納がないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していないこと。
- (5) お礼の品の発送は、お礼の品発送管理委託事業者からの発注に基づき、提案事業者において行うことになるため、発注書の受付及び発送作業が行える体制が整っていること。
- (6) 自社ホームページ等にふるさと納税ポータルサイトへのリンクバナーの貼付や、お礼の品の発送の際に市のPR販促物を同梱するなど、ふるさと納税の積極的なPRの協力ができること。

3 募集するお礼の品について

- (1) 以下の条件のいずれも満たすこととします。単品だけでなく、各種商品の詰め合わせなどのセット商品や定期発送商品も対象とします。
 - ア 長岡市内で生産もしくは、製造、加工、栽培されているものであること。
 - イ 総務省が定める地場産品基準(平成31年総務省告示第179号第5条)のいずれかに該当するものであること(別紙1参照)。
 - ※総務省が公開している地場産品基準に係るQ&Aについても参照し、提案する商品が基準を満たしていることをあらかじめ確認してください。
 - ※米の提案については、上記以外の要件がありますので、別紙2「米に関する提案に係る基準について」を参照してください。
 - ウ 長岡市の魅力を発信できる商品・サービス等であること。
 - エ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは事前に用意できる期間、個数を提示の上、取り扱うこととする。
 - オ ヤマト運輸株式会社により、発送可能な商品等であること。
 - カ 商品に関する法令等を遵守していること。
 - ※商品に関する法令等を十分確認し、確実に遵守した上で、提案してください。
 - キ キャラクター等を使用する場合など、取扱事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、著作者の許諾を得ていること。
 - ク 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
 - ケ 公序良俗に反しないものであること。

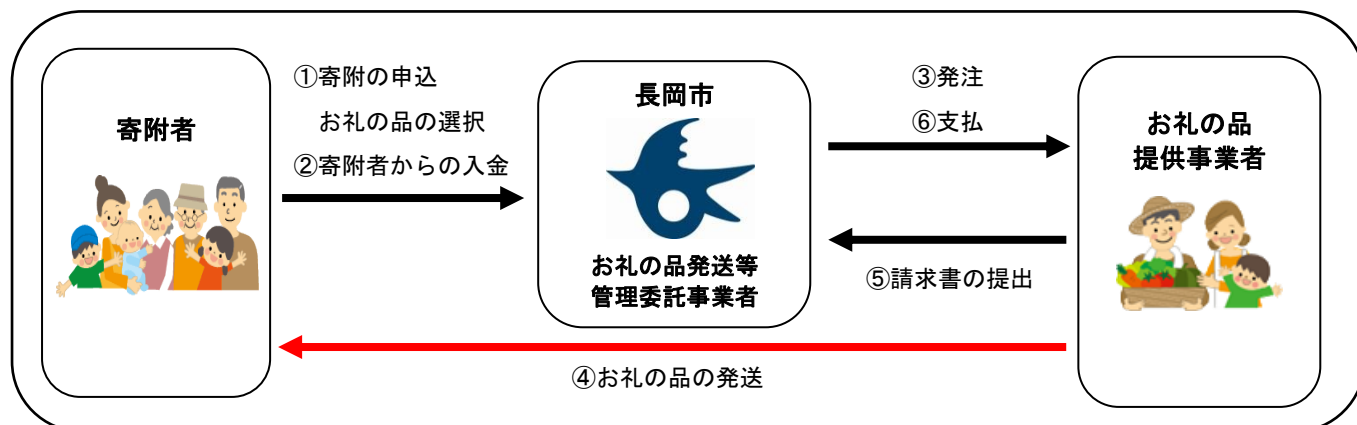
(2) お礼の品の金額について

お礼の品の提供価格は寄附金額に対し、3割以内とします。寄附金額は商品提供価格に応じて、長岡市が決定します。

※ 商品提供価格とは、商品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格です。

※ 送料は別途、長岡市が負担します。

4 お礼の品提供の流れ



※お礼の品の発注やお礼の品の代金の支払いは、お礼の品発送等管理委託事業者を介して行います。

5 お礼の品提供事業者のメリット

- (1) ふるさと納税の専用インターネットサイトにお礼の品の画像、商品名、企業名などを掲載します。
- (2) 長岡市が作成するふるさと納税パンフレット等に商品及び企業名を掲載します。
- (3) お礼の品発送の際に、自社のパンフレット、チラシ等を同梱して発送することができます。

6 応募方法

別紙「ふるさと長岡応援寄附金 お礼の品提案書」及び「ふるさと長岡応援寄附金 お礼の品 製造工程等確認表」をご提出ください。また、初めてお礼の品をご提案いただく場合は、提案者の事業概要、商品が分かる資料（写真、チラシ、パンフレット）を併せてご提出ください。

※複数のご提案をいただく場合は、お礼の品ごとに提案書を作成してください。

※ホームページ等への掲載用画像を別途データにてご提出ください。

7 募集期間及び提出方法

(1) 募集期間

随時、受付を行います。

(2) 提出方法

メールによる提出を原則としますが、難しい場合は持参、郵送のいずれかで、お礼の品発送等管理委託事業者へ提出してください。

※「12 申込み・お問い合わせ先」を参照ください。

※ 法令等を明らかに遵守していない提案書は、受理できません。後日、長岡市から返却します。

8 選定方法及び結果通知

(1) 選定方法

提案書について書類審査ののち、長岡市が選定します。ただし、今回の選定から漏れた場合でも、今後のお礼の品への追加を否定するものではありません。

※書類審査の過程で、各種法令の遵守に疑義が生じた場合は、関係機関に確認する場合があります。

(2) 結果通知

採用となった場合、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載（受付の開始）は、提案書受付から原則2ヵ月半後となります。また、お礼の品提供事業者となった初回のみ、誓約書の提出が必要です。採用となったお礼の品の掲載期間は、長岡市が調整します。

9 お礼の品掲載の停止

次のいずれかに該当した場合は、お礼の品のポータルサイトへの掲載を予告なく停止します。

- ア お礼の品の採用決定後に、総務省が示すお礼の品等の要件に適合しなくなった場合
- イ 提案書に基づいたお礼の品の供給等が困難と分かっているが、お礼の品発送等管理委託事業者
に連絡なく、配送が遅延した場合
- ウ その他、停止の必要性があると長岡市が判断した場合

10 登録の取り消し

お礼の品の採用決定後、提案者はお礼の品提供事業者として登録されますが、次のいずれかに該当した場合は、予告なくその登録を取り消すものとします。また、当該事業者が提供しているお礼の品の登録も取り消すものとします。

- ア 虚偽又は不正な手段によりお礼の品提供事業者の登録を受けたとき。
- イ 市又は寄附者に対して、損害を及ぼす行為があったとき。
- ウ 市の信用を失墜させる不誠実な対応があったとき。
- エ その他、長岡市がお礼の品提供事業者として適当でない認めるとき。

11 その他留意事項

- (1) お礼の品提供事業者は、個人情報保護法を遵守するとともに、お礼の品の発送にあたり知りえた個人情報、発送以外の目的に利用することはできません。また、発送後の顧客管理はできません。
- (2) お礼の品の品質等に関して、寄附者から問い合わせや苦情等があった場合、お礼の品提供事業者は、真摯に対応するとともに解決に努め、内容についてお礼の品発送等管理委託事業者へ必ず報告してください。
- (3) ご提出いただいた提案書類等は、返却できません。また、提案書の提出に伴う関係諸費用は、各事業者で負担してください。
- (4) お礼の品提供事業者は、提案したお礼の品を変更または取り下げる場合は、事前にお礼の品発送等管理委託事業者へ連絡してください。
- (5) 採用を決定したお礼の品は、長岡市ホームページ、ふるさと納税ポータルサイト、市作成のパンフレット等に掲載します。また、広報活動を行うなかで、必要に応じ、長岡市からその他の媒体へ情報提供することがあります。
- (6) お礼の品提供事業者の所在地及びお礼の品等の製造状況・管理体制等について、長岡市が聞き取りや現地調査が必要と判断した場合には、市職員が確認や調査を行います。

12 申込み・お問い合わせ先

【長岡市ふるさと納税お礼の品発送等管理委託事業者】

えちご中越農業協同組合

営農経済部 直売交流課 担当：結城、杉本

〒940-0861 長岡市川崎町字前田 2722-1

電話：0258-31-8132 FAX：0258-37-3736

E-mail：chokubai32@ja-chuetsu.or.jp

地場産品基準について

地場産品基準に関する提案については、以下に記載するいずれかの類型に該当すること。

また、総務省が公開している地場産品基準に係るQ&Aについても参照し、提案する商品が基準を満たしていることをあらかじめ確認すること。

平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
 - 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - 3 当該地方団体の区域内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。(注 1)
 - 4 (略) (注 2)
 - 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。(注 3)
 - 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
 - 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7 の 2 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

(注 1) 総務省告示の下記条文に該当するものについては、長岡市では採用しないこととします。長岡市内において生産されたものを原材料とするものに限ります。

「ただし、当該工程が食肉の熟成または玄米の精米である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限る」(告示第 5 条第 3 号)

(注 2) 長岡市では採用しないこととします。

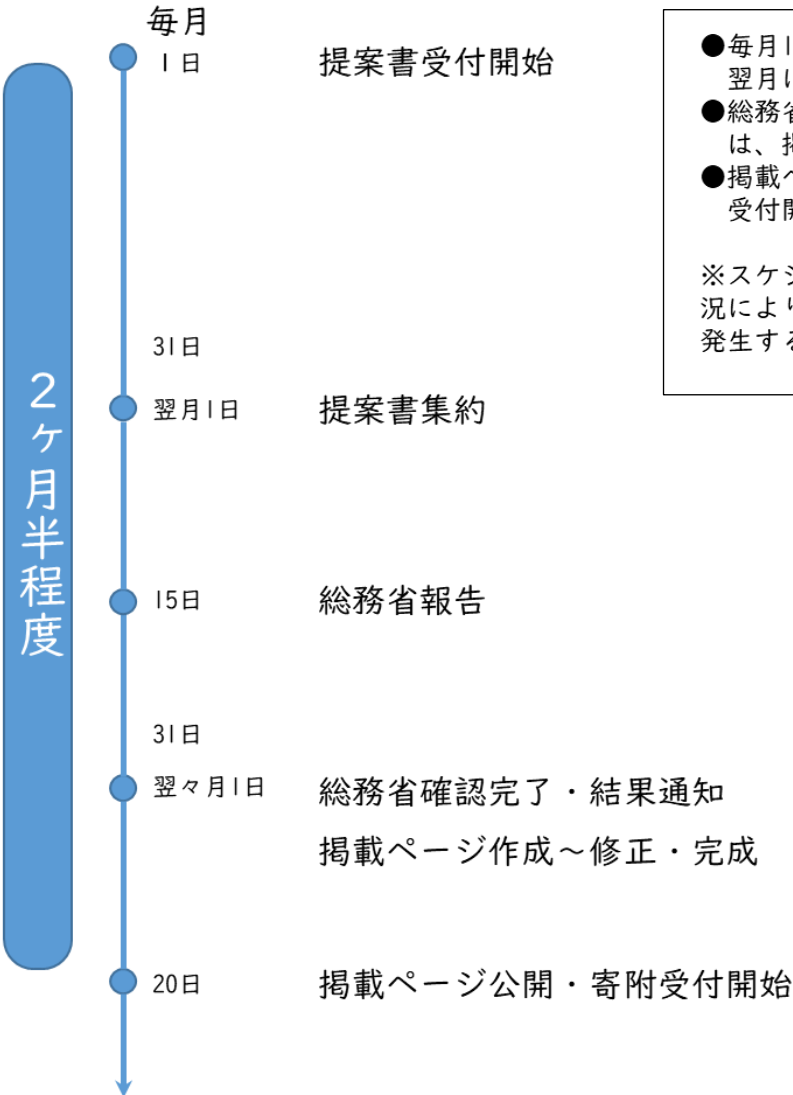
(注 3) 返礼品等自体が地方自治体の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしているものや PR リーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではありません。

米に関する提案に係る基準について

米に関する提案については、以下の基準を設定し、この基準に合致した事業者及び提案品に限定する。

- (1) 自社で生産又は精米された米であること。
- (2) 原料米について農産物検査法による検査を受けていること。
- (3) 精米の品質に関して、「玄米及び精米品質表示基準」に基づく表示を行い、新潟県長岡市産であること。
- (4) 独自ブランドとして商品が確立されており、商品名、パッケージ、栽培履歴、品質などの特徴が他のものと明確に差別化できること。ただし、「新之助」はこの限りではない。
- (5) 精米日から1週間以内に出荷すること。

スケジュール



●毎月1日～末日までに受け付けた提案書は、翌月に集約し、総務省へ報告します。
●総務省の確認が完了し、採用されたお礼の品は、掲載ページの作成を行います。
●掲載ページ完成後、掲載ページの公開・寄附受付開始となります。

※スケジュールはあくまで目安であり、進行状況により、要する日数に繰り上げや繰り下げが発生することがありますのでご注意ください。